

**中央環境審議会**  
**( 第 2 回 )**  
**自然環境・野生生物合同部会**  
**会議録**

1. 日 時 平成15年10月3日(金) 10:00~11:59

2. 場 所 環境省第1会議室

3. 出席者

( 合 同 部 会 長 ) 岩槻 邦男

( 委 員 )	熊谷 洋一	岩熊 敏夫	岡島 成行
	川名 英子	小塚 茂	佐藤友美子
	白幡洋三郎	瀬田 信哉	仙田 満
	田部井淳子	土屋 誠	森戸 哲
	渡辺 修	鷺谷いづみ	和里田義雄
	阿部 永	大井 玄	大塚 直
	加藤 順子	小寺 彰	佐々木洋平
	増井 光子	三浦 慎悟	

( 環 境 省 ) 小野寺自然環境局長

小沢大臣官房審議官

黒田自然環境計画課長

( 国 土 交 通 省 ) 岡田国土環境・調整課長

岡山河川環境課長

林田港湾局環境整備計画室長

#### 4 . 議 事

【事務局】 おはようございます。定刻になりましたので、まだ2名の先生、予定の方がお見えになっておりませんが、始めさせていただきたいと思います。

まず初めに、本日の定足数についてご報告申し上げます。合同部会につきましては42名が委員数になっており、現在23名の先生にご出席いただいておりますので会議は成立しております。

初めに、お手元にお配りいたしました資料の確認をさせていただきますので、不備がございましたら事務局までお申し出ください。

資料の方は、お机の上に2つ固まりのある方がいらっしゃいますけれども、前回ご出席になられまして、こちらにお預けになった分が一固まりの袋でございます。

きょう、改めて置きました分についてご説明を申し上げます。まず、一番上にきょうの配席表があると思いますが、配席表と議事次第と委員の先生方の名簿がございます。

以下、資料につきまして順次説明を申し上げます。資料の方は、番号が1から4までございまして、1については中に4つございます。資料の1-1というのが多少厚目になりますが、点検結果のホッチキスとじの資料でございます。次に、資料の1-2というのは、カラーコピーの1枚紙でございます。次が、資料の1-3、縦書きの数枚のものでございます。資料の1-4が生物多様性関連年表、縦書きでございます。

以下、資料2が第1回の部会での主な意見等を整理した紙でございます。

資料3が、案でございますけれども、施策の点検結果についての意見の案をお配りしております。

最後、資料の4は、環境省説明資料ということで中身が3点ございます。まず表の4-1、各省庁が全国を対象に実施している主な生物調査。次が表の4-2、生物多様性の確保の視点などを現場レベルへ普及啓発する取組について。表の4-3、海域で行われている調査について。以上がきょうお配りしている資料でございます。

他に、委員の先生方のお手元の方には、前回の会議録の案をお配りしてございます。これにつきましては、前回出席していただきました先生方にチェックをしていただいて、公表という運びにしたいと思っておりますので、恐れ入りますが9日までに事務局にチェックの結果、要修正点があればお示しいただきたいと思います。

以上、資料の方につきましては不備はございませんでしょうか。

なお、お手元の一つ、「生物多様性国家戦略」という本が置いてあるかと思えます。これにつきましては、前回ご出席の方につきましては置き置きをしておりますし、前回資料の方をお持ち帰りになった先生方については、恐縮ですが、供覧用という、ここに置いていただくべきものになりますけれども本をお配りしておりますので、きょうの審議の中で必要に応じてご参照いただければと思います。

以上、資料の方は特段不備はございませんでしょうか。

それでは、岩槻部会長、第2回の合同部会の開催をよろしくお願い申し上げます。

【岩槻部会長】 みなさん、おはようございます。中央環境審議会、自然環境部会と野生生物部会の合同部会の第2回目の会議を開かせていただきます。

昨年施行されました、新・生物多様性国家戦略につきましては毎年モニタリングをするということで、この合同部会がその役をお引き受けするということなんですけれども、前回の第1回はそれぞれの点検を、各関係省庁でやっていただいた結果を報告をしていただきました。今回はその報告に基づいて、この審議会としての意見を取りまとめるというのが目的ですけれども、普通こういう審議会では、前回のことはみんなが勝手に覚えてるといふ、そういうことになっているんですけれども、委員会が2回だけであるということもありますので、今回は前回のことをおさらいしながら初めにまとめていただいて、前回出席した者もそのことを思い出しながら、2回だけの議論を充実したものにさせていただくということで、最初に事務局から前回の報告の取りまとめをご紹介いただきたいと思いますので、事務局の方からよろしくお願いします。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 それでは、前回9月19日の合同部会の審議経過を簡単にご説明いたします。

前回の合同部会にご欠席の先生方には資料を郵送させていただきましたけれども、本日お配りした資料の資料1-1という厚くとじているもの、これがこの点検の報告書でございます。前回の合同部会では、この報告書の中で前段の総論的な部分のうち、報告書でいきますと1ページから3ページの生物多様性の危機への対応。それから、報告書のページでいきますと15ページから17ページあたりに出てくる、自然環境データの整備といった部分を中心に、環境省から取りまとめて説明をさせていただいたところです。その後、農林水産省、国土交通省、そして文部科学省、外務省と、それぞれ国家戦略策定以降の取組の概要につきましてご報告を申し上げます。そのとき使った資料も、あわせて同封して送らせていただいたところでございます。その資料1-1の後ろの方には同じような形の様式がずっと並んでおりますが、各省のさまざまな取組状況につきまして、共通の様式の個票でまとめたものを大体70件ぐらい掲げてあるところでございます。

また、その厚い資料の後ろの方には資料1-2、1-3、1-4と、薄い資料もつけてありますが、その中の1-3というところは数値で見る具体的施策の展開というタイトルでございます。これは生物多様性の観点から数値的な指標というものを選定いたしまして、策定からこの点検までの間にどうなったかという推移を整理しております。これによってできるだけその客観的なフォローアップをしていこうと、こういうものでございます。前回の合同部会は説明が大分長くなりまして、2時間半ぐらい各省から説明をさせていただきましたが、その後各委員からご質問、あるいは点検の方法や今後の施策の方向につきましてご意見をいただいたということでございます。

引き続きまして、前回の部会でいただいた主なご意見を改めて確認をさせていただきた

いと思います。資料2という1枚紙に整理をさせていただいております。いろいろ意見をいただきましたが整理といたしまして、その国家戦略のあり方について。それから、各省庁が実施している生物調査について。第3に、国家戦略の普及啓発について。その他ということで、4つに区分して書かせていただいております。

まず、その国家戦略の点検のあり方に関するご意見ということですが、個票のあり方であるとか、個票そのものにもう少し工夫をすべきであるという意見をいただきました。それから、審議会以外の外部評価の導入。それから、地方自治体の取組についての点検の実施。そして、施策の効果を評価していくことが必要であって、評価手法の確立も必要である。さらに、生物多様性の保全上の必要性、妥当性の解説を点検項目として含めてほしいといったところだったと思います。

2番目の生物調査に関しましては、各省庁がいろいろ実施しているものにつきまして連携をして進めるべきである。そういう意見を多数いただいております。それから、国が実施している調査以外のデータについても取りまとめる必要がある。さらに、海域の調査についてどのように取り組むのか。もう一つ、学校林など環境教育の場において調査が必要ではないかと、こういうようなご意見をいただきました。

3つ目として普及啓発ですが、生物多様性条約、あるいはこの国家戦略についてまだ知らない人も多いので、普及啓発をさらに図っていくべきだと。それから、特に生物多様性の確保というものについて、現場レベルでの周知が十分でない。こういった意見をいただいたところでございます。

その他として、環境教育の効果のモニタリングというのをやっているかというご意見。あるいは第一の危機について、説明が自然再生に特化し過ぎていないか。それから、生物多様性の重要性の説明の充実を図ってほしい。このようなご意見があったところでございます。

以上が、前回の部会でいただいた主な意見でございます。

【岩槻部会長】 前回ご出席された方は徐々に思い出していただいていたかと思えますし、それから初めての方は、大体どういう方向に進んできたかということをご理解いただけたと思います。前回、各省庁からの質疑応答に関していろんな質疑応答があったときに、その場で解決してしまったこともあるんですけど、幾つか宿題になっていたこともあるかと思うんですけども。そのことについて各省庁の方から、きょう改めてお答えいただけることがあればお願いしたいと思います。まず環境省、黒田課長から。

【環境省自然環境計画課長(黒田)】 前回さまざまご指摘をいただきました点の中で、生物調査に関して内容を少し、各省から資料も出していただいて、前回より少し詳しくまとめしております。それから2二つ目は海域調査。それから、現場レベルの取組といったようなところにつきまして、各省庁から現状の資料も提出していただいて今回簡単な資料をつくっておりますので。関係省庁連絡会議としてのその資料ということになりますが、環

境省の方からまとめてご説明をさせていただきたいと思います。

初めに、生物調査に関してです。前回の調査と一部重複することはお許しいただきたいと思ひます。資料4という、横長の表から始まる資料でございます。一番上が表の4 - 1という表でございますが、これは各省の調査を縦に並べて、調査対象の生物の分類群を横に並べると、こんな表でございます。左の上の方からごらんいただいて、自然環境保全基礎調査と、次のモニタリングサイト1000、これは環境省の調査でございます。それから、次の河川水辺の国勢調査、これは国土交通省河川局の調査。続いて、林野庁の森林モニタリング調査。そして、農水省農村振興局の田んぼの生き物調査。そして、農業農村環境情報整備調査。それから一番下が、国土交通省港湾局の海域環境情報提供システムでございます。

調査の対象フィールドが、環境省の調査は全国対象。林野庁も全国の森林という形ですが、河川局は主要な川、あるいはダム。港湾局は港湾の区域内といひますか、そういうようなところが対象となっております。調査の実施機関もそこにありますとおり、環境省の調査につきましては30年、河川局の調査も20年を超えると。こういう期間、これまで実施してきておりますが、ほかの調査は割合最近始められたということで、これから実績が積み重ねられてくると、こういう状況にあるところでございます。

一番下の列に、それぞれのモニタリングサイト数の単純な合計を掲げてございます。各分類ごとに数字をまとめておりますが、いずれも相当大きな数字、要するに、モニタリングサイトがかなりたくさんあるということがこれでご理解いただけるかと思ひます。

それぞれの調査につきまして簡単に概要をご説明しますが、ページをお開きいただきまして1ページに、パワーポイントの方も同じものがありますので、それぞれお使いいただきたいと思ひます。この自然環境保全基礎調査は自然環境保全法に基づきまして、5年を一区切りとして実施している調査でございます。昭和48年から実施してございまして、現在6回目、6巡目の調査を実施してございまして、調査の実施に当たっては、いろいろな調査項目によってやり方がさまざまございますが、一つの特徴として、各地の研究者とか専門家とか、こういう方々がたくさん協力してくださっている。そういう方々からの情報提供によってこの調査の成果ができていると、こういうことでございます。

これまでの成果といたしまして、全国を網羅している5万分の1の現存植生図。それから約2,500種ぐらいですが、生物の分布図。これは哺乳類であるとか、鳥類であるとか、昆虫類であるとか、そういうものの分布図を作成、既にできております。現在は2万5,000分の1の現存植生図の作成、あるいは干潟・藻場を対象とした浅海域調査、こういうものを実施してございまして、こういうものから自然環境に関する基礎的な資料として、例えば自然公園の指定、あるいは計画づくり、あるいは他の自然保護行政の材料として、基礎資料として使っていますし、また、いろいろな地方の地域計画、あるいは環境アセスメントというような面でも活用されているところでございます。こういうような活用が図ら

れるように、データはGIS化しておりまして、基本的にはインターネットでほとんどすべてのデータが閲覧可能となっておりますのでございます。

48年からということですので6巡目で、一応5年ごとに全く同じ調査をやるということではなくて、1クールごとに調査内容を少し変えて、6巡の調査の中では1回置きにやるとか、もちろん毎回やるものもございまして、そういう形で中身は少しずつ違っておりますのでございます。

それから、モニタリングサイト1000の方ですが、これは今年度から新たに取り組んでいる事業でございまして、その基礎調査の体系とは別に典型的、あるいはその代表的な生態系を対象にモニタリングサイトを約1000箇所設定をして、これも1クール5年として、単純に言いますと1年に200カ所ということになりますが、長期にわたってモニタリングを実施していこうと。これによって生態系の推移、あるいはその劣化というようなものを明らかにしていこうというものでございます。

次が、河川水辺の国勢調査でございます。これは、国土交通省が河川等を対象として実施しているところでございますが、全国の1級河川、それから国等が管理するダムで、調査対象種といたしましては脊椎動物のほか、底生生物とか昆虫、あるいは植物といったところを対象としております。これも5年で一巡ということで、現在3巡目でございます。この調査の中で、生物を捕獲採取しましてその確認をする流れといたしまして、現地で捕獲した後各河川、あるいは各生物分類群ごとに、河川水辺の国勢調査アドバイザーという方が委嘱をされていて、そのアドバイザーが同行して現地で種の同定を行うと。捕獲採取した個体については確認種の標本をつくっていると、このようなやり方をしているということでございます。

さらに、この同定とは別に全国的な見地からスクリーニング委員会というのを置いて、同定に疑義がある場合などに再同定をするというような仕組みを設けて、調査の質の確保を図っていると。場所としては下の方にありますが、調査箇所数として全体で2万ポイントぐらい。延べでしょうが2万カ所ぐらいがモニタリングポイント数ということになっております。これらの調査につきましてもGISとして整理されておりまして、河川環境情報図というものが作成されていると。この資料にある絵がそのサンプルでございます。こういうもので河川の整備、管理というものをやっている。

それから、この調査によって膨大な生物の標本というものが得られるわけですが、これにつきましては、現在環境省の生物多様性センターに標本の収蔵庫がございまして、ここをうまく使って、ここに収容をするというようなことで今話し合いを行っているところでございます。

それから次の、林野庁が実施している森林資源モニタリング調査、4ページでございます。これは枠組みといたしまして、持続可能な森林経営を目指すモントリオールプロセスという国際的な枠組みがございまして、この枠組みのもとで、森林の状況をモニターして

評価することが各国の責務と、こういうふうにするということによって一つの合意がございまして、なおかつ国内の森林の果たす多面的な機能を把握すると。こういうことを目的として実施しているというものでございまして、平成11年から、全国の森林の4キロ間隔の格子線で、格子の交点をプロットしている点。その箇所は、その調査サイトのところがございますが1万5,700地点、こういうことですが、5年間でそれぞれの地点を一巡させると。国有林については林野庁の森林管理局、それから民有林については都道府県が実施をする、こういう仕組みで進められているものでございます。

調査の中身といたしましては資料にございますとおり、森林に関して地況調査から立木調査、そして下層植生調査に至る、こういう細かいデータもきちんと拾っている。こういうものを使って地域森林計画の策定、あるいはその実施に活用するとか、日常の管理での活用ということも行っている、こういうことでございます。

次に、農業農村環境情報整備調査でございます。これは、農林水産省の農村振興局が実施しているものでございます。農業用の用排水路、あるいはため池等を対象に、先ほどと同じように脊椎動物、それから底生生物、昆虫、植物といったようなものを対象に調査を実施して、平成14年から5年間という計画期間で実施している。一つの調査地点については年4回その状況の把握をとということで、地方農政局などが中心になって実施をしております。この調査におきましても、現地で捕獲した生物につきましてはいろいろな、それぞれの分野の専門家による同定というのをお願いし、はっきりしない場合は標本をつくるというような形で、質の確保を図っているところでございます。

平成14年度は調査箇所数として150カ所、それぞれの部分ごとに150カ所ということで、この結果をその農業農村生き物情報マップと、そこにサンプルがございまして、こういうようなものをつくって土地改良事業の計画策定などに使っているという状況でございます。

次のページに、田んぼの生き物調査ということで、これも農業用の水路などを対象に現段階では魚とカエルの調査を実施している。平成13年度から実施しておりますが、これも期間調査と一般調査ということで調査の中身、中身と言いますか、調査が2つに分かれますが、期間調査の方は農水省の地方農政局が実施しますが、一つの大きな特徴といたしまして、一般調査として地方自治体であるとか地域住民、学校とかNGOなどに参加をしてもらって調査をしているという点が特徴でございます。そういうことで調査箇所数も魚類で3,000カ所、カエルも700カ所ぐらいということで、結構なサイト数になっていると。ボランティアに参加してくださる方がおいでになりますので、そういう方々に研修会の実施をして、実際の同定に関しては捕獲、あるいはその写真撮影というようなことで、専門家による同定というような形で、最終的に何がいたというようなデータを整理しているということでございます。調査の活用といたしましては、その生物の保全のための施設整備を行うに当たって、生物の保全のためにどういうものがよいかというものの検討に使

ったり、あるいは既に整備された水路のモニタリングとか、参加型の調査ということで、環境教育等の地域活動との連携、こういうような形で使っております、このデータを解析して、この絵がございますが、水田の周りの水路の流速と魚の生息状況といったような解析も行われているところでございます。

その他、海の関係で国土交通省の港湾局におきまして、海域環境情報データベースの整備というものを進めておまして、これに関しましてはまだ現在進行中ということで、まとまった絵をお示しすることは残念ながらできませんが、各港湾管理者がばらばらに行っていた調査につきまして、ある程度これを統一的に実施をして、情報を一元化してまとめて公開しようと、こういう取組であります。

各省庁が実施している調査というのは、以上でございます。

続きまして、前回のご意見の中で、海域の調査につきましてご指摘がございましたので、資料4-2という一枚紙で、各省庁が実施している主な調査について取りまとめてみました。環境省では、全国の干潟と藻場など浅い海、浅海域を対象とした調査を実施しておるところでございます。そこにありますとおり、干潟調査につきましては全国で145カ所の干潟、これは我が国の「重要湿地500」というのを既に選定してございまして、そこに上がってくるようなものから145の干潟を対象といたしまして、底生生物相の把握などを行っています。

もう一つは藻場調査ということで、14年から18年にかけて、同じく重要湿地に選ばれた藻場129カ所を対象に、海草・海藻の種組成、あるいは現存量の把握というものをやっているところでございます。

それから、国土交通省でございますが、港湾局に調査観測船兼清掃船というのがあるということで、新たに有明海、八代海に導入する船につきましては、底生生物の調査を行える装置を装備すると。それを使って調査を実施すると、ということで、今月配備されるというふうに伺っております。これまでもそういう調査船は既に10隻が東京湾等に配備されていて、水質であるとか底質であるとか、こういうものの調査はこれまでも実施していると。

それから、定期フェリーによるモニタリングとして、東京湾の湾口部のフェリーに海水の採取装置、あるいは自動海水解析装置を搭載して、フェリーの運航中に水質、流況を連続観察する試みが行われていて、これは今年度から行っていると、ということでございます。

もう一つは、海洋短波レーダーを活用した生物調査ということですが、特殊な染料で処理した生物に海洋短波レーダーを活用して、生物種の動態等を把握するというものを行っています。現在は東京湾で、アサリの浮遊幼生を対象として観測が行われているという状況でございます。

さらに、海域の調査といたしましては水産庁で、これは水産資源という観点でござい



すが、水産資源に関する調査・研究がさまざま行われていて、我が国周辺水域に分布している水産資源の約40種80系群、これの資源動向を把握、評価するということを行っている。さらにマグロ、鯨等の国際資源につきましても同様の調査を実施しているということでございます。

とりあえず各省からヒアリングをしまして、海域に関する調査の概要をまとめてみたところでございます。

それから、その次に表4-3という資料をつけてございます。前回、人工林における生物多様性の確保というものを例に、現場レベルでどのように生物多様性の確保という点について周知するのかというご指摘がございまして、この点につきましても、各省の取組につきまして主要なものを取り出してまとめて見えています。人工林を対象としてのご指摘をいただいたところですが、こういう問題は人工林に限らず農業でもそうでしょうし、例えば公共事業の実施というような側面でも同じような課題というかポイントということで、少し幅広に拾い上げたところでございます。内容的な事例ということでございますが、計画づくり、あるいはその計画の実施を通じた普及啓発。それから、国や地方の現場の職員の研修。あるいは、その地域住民の参加型調査による意識啓発というような形で、その現場や、あるいはその周辺といったレベルでの取組が行われているということでございます。一つ一つは地道だと思いますが、こういうものを続けていくというのは、長い目で見て非常に重要だろうと認識しておるところでございます。

環境省からの補足的な説明は以上でございますが、文部科学省から先回ご指摘いただいた事項につきまして補足説明を申し上げます。

【文部科学省環境教育調査官（萩元）】 環境教育調査官の萩元と申します。どうぞよろしく願いいたします。

前回の会議で、学校での環境教育に関連いたしまして2点ほどご意見、ご質問等がございましたので、簡単に現状を報告説明させていただきます。

まず1点目として、学校林や校庭など、環境教育の場での調査が必要ではないかということがございました。子供たちが、校庭などの身の回りの環境、あるいはその自然というものについて実際に調べて、そこでの動物や植物といったものについて関心を持つことは極めて大切なことであると考えています。学校では、例えば理科で、校庭や学校周辺の生物の観察を行っており、いろんな生物がさまざまな場所で生活をしていること、あるいは、その生物の調べ方の基礎を学んでいくという形で展開しているところでございます。また、実際に私ども文部科学省の方で、全国的なモデル事業という形でさまざまな事業を実施しておりますが、そういった取組を進めていただいている学校では、各々の地域の環境について調べるといった活動を行っております。その中で環境とのかかわり、あるいは観察や調査というものを通して環境に関心を持ち、自然を大切にしていこうという取組を進めているところです。このような事例、モデル、そういったものの全国的な普及をしていくという

ことで、学校での環境教育の推進ということに努めているところでございます。

また、もう1点、環境教育の効果のモニタリングということがございました。この点につきましては前回ご説明したとおり、教育の効果というものをどういうふうに図っていけばいいかということで、具体的にどのような評価があるかということについて今後検討していくということでございます。現状では、実際に取組を行っている学校でどうかということでは報告を受けております。実際に取組を進めることで、子供たちの環境への関心が高まること、また、自分たちでできることというのはどういうことか、少なくとも自分たちができること取組を進めていこうというような、行動面へつながっているということなどが挙げられております。

また、地域の人々との交流を進めるということで、環境保全の取組というものが、さまざまな人々の協力があって成り立つということを知って活動が広がっていくというような、環境保全への意識の高まりといった点での報告を受けております。また一方では、やはり子供たちの生活というのは学校だけではなく、家庭での生活ということもございまして、そういった地域、あるいは家庭と、どう連携を深めていくかといった点で課題もあるというような報告を受けているところでございます。現状ではこういった形で、環境教育の成果の把握を事例の報告という形で行っているわけですが、こういったすぐれた実践をいろんな機会を通して幅広く言及していく、他の学校等へも普及を図っていくという取組を進めていっているところでございます。

以上でございます。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 文部科学省からの基本的な報告に続きまして、私の方から前回いただいたご意見に対して、とりあえず検討しているということもありますので、幾つかの点についてご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、その点検の方法についてですが、これはご指摘いただきました点検のやり方、あるいは、特に個票をどう整理するかというような点につきましては各省庁とも相談をしまして、次回の点検にご意見を反映させるようにしていきたいと思っておりますが、特に地方自治体の取組に関してご指摘をいただいたところですが、この点に関しましては、実は環境省の総合政策局という方で、環境基本計画に関して地方公共団体に条例をつくっているかどうかとか、事業者の取組はどうかというようなことで、全自治体にアンケートを実施しております。これと連動させる形で、これを隔年で実施しておりますが、今年度はたしか実施年だったと思っておりますので、それと連動する形で生物多様性の取組につきまして、できるだけ具体的なものが把握できるような形で、集計の関係もあるのでサーベランス的なアンケートになるかと思っておりますが、そういうものを実施していきたいと。そういう中で、それをベースにして幾つか目立ったものについて、さらに具体的な情報を収集して次の点検に役立てていきたいと、こんなことを考えているところでございます。

それから、生物調査に関しましては、これは先ほどのご説明のときにまとめてすればよ

かったかもしれませんが、各省庁が実施している調査の調査データであるとか、あるいはその調査成果全体の総合利用というものができるといような、具体的な検討などを関係省庁共同で進めていきたい、こういうふうに考えています。

ただ、海域についてどう取り組むのかという点につきましては、これは非常に大きな検討課題でございます。この点検の中で今後の方針を固めていくというよりは、もう少し現状の情報収集もし、この先、どういうことがどこまでできるのかというようない可能性も含めて検討を行って、基本的には次の新しい国家戦略の策定時に盛り込むというようない方向で検討していきたい、このように思っているところでございます。

以上、現段階での検討状況ということになります。

【岩槻部会長】 どうもありがとうございました。

きょうは、その施策の方向についての議論をしていただくんですけども、その議論というのはできたらこのメンバーの中で、できるだけ相互で議論を進める形でやっていきたいと思うんですけども、それに入ります前に、今補足説明をいただいたことに対する質問コメント、あるいは前回聞きそびれてというようないことがありましたら、そういうことでもご発言はあってもいいかと思ひます。各省庁に対する質問コメントがございましたら、しばらくは発言をいただきたいと思ひます。どなたからでも結構ですが。土屋委員、どうぞ。

【土屋委員】 前回私は、2点質問をさせていただいたと思ひています。一つは、生物多様性の重要性についてわかりやすく説明する必要があるということで、それは意見、あるいはその他のところに盛り込んでいただひております。

もう1点は、私たちが、何か矛盾を感じながら活動をしているのではないかといいことでした。前回、自然の再生ということで藻場を再生する、あるいは環境教育に関連して学校でいろんな活動をするといひときに、もともとそこに住んでいる生物たちを消滅させているようなことが多々あるのではないかといいことを指摘して、それがこの生物多様性の戦略に矛盾しているような気がしてしようがないといひ発言をいたしました。それはどのようにここで盛り込まれていると考えるとよろしいのでしょうか。

【環境省・自然環境計画課長（黒田）】 前回の部会でもご発言いただきまして、またファクスでもいただきましてありがとうございます。それで、なかなかどういひところに、どういひふうに入れるかといひことで検討いたしました。が、主な意見のところでは、1の点検のあり方についての最後のポツのところ、一つ一つの取組が生物多様性との関係において、それは生物多様性保全上必要である。そして、なおかつ妥当である。すなわち、それは矛盾をするといひようなものではなくて必要であって、妥当なものだといひようなことがわかるような形で点検できるといひ、そういうことを点検項目とすべきであるといひふう、こちらの方で具体的な対応をイメージしながら解釈をさせていただきまして、ここに盛り込んだつもりでございます。

【土屋委員】 ありがとうございます。委員長は、全員に対する宿題だとおっしゃいましたので私自身もいろいろ考えてみたのですが、なかなかいい答えが出てきません。今後ともご指導、よろしくお願いいたします。

【岩槻部会長】 また施策の方向のところでも、そういう議論をやっていただいてもいいんじゃないかとは思いますが。

大井委員。

【大井委員】 今、文部科学省の方からご報告いただきまして、環境教育の効果について今後じっくりと検討してからということで、頼もしく思っております。一言だけ申し上げたいのは、環境教育にとって一番重要なのは知識の量というよりも意識の、意識の強さの方が大切だということでございます。これは例えば、私たちは10年ぐらい前にタイの高校生と日本の高校生について、エイズ、HIV感染についての知識と意識と性行動を調べたことがございますが、そのとき、知識の方は日本もタイもほとんど変わらない。ところが、意識の方は非常に大きな差がございまして、日本の方では9割以上の方がエイズというのは怖い、私はかかるのが怖いと言っているんですが、タイの男性の高校生の方は怖くはないと言うんですね、知識は同じようであっても。性行動においてもそれは当然反映しておりまして、非常に売春行動が多かったというようなことがございます。

そういうことで、日本においても例えば環境教育というのは、具体的に我々の委員会にも関連するところでは、例えば移入種のペット、動物を飼ったとすればそれを捨てないとか、そういうような意味においても、具体的な行動につながるような意味においても、意識の変化というのが恐らく必要になってくるのではないかと思います。ぜひ、そういうようなことについても今後調査してからご検討いただければと、そのように思います。

【文部科学省】 まさしく、どういうふうにその効果を測定・評価するかというときに、恐らく知識の部分ということではそれほど、ある程度の調査という形での結果という形でも出せるのではないかと考えられます。一方で意識の面についてはどのように、本当に評価していけるのかというところで、今後検討していく課題であるということでご説明いたしたところでございます。

【岩槻部会長】 佐藤委員。

【佐藤委員】 いろいろ見せていただいて感じたんですけども、今回の新・国家戦略というのは、やっぱり人というのが非常に大きなキーワードになっているんじゃないかと。自然がどうあるべきということだけじゃなくて、人がどういうふうに関係したから変わってきたかということが骨格としてあると思っていました。実際、点検のための個票が出てきたり評価の段階になると、人との接点が見えてこないという感じがしたんですね。というのは、短期的な意味では利害はやっぱり絡み合っていて、人間の生活にとっては逆行しないといけない部分というのは、実はたくさんあるはずだと思います。今回の点検の内容にはその部分がありませんで、もしかしたら漏れがあるかもしれませんが、例えば、漁

業において少し減らした方がいいんじゃないかとか、それから観光で行く禁止地域を1カ所つくったとか、そういうレベルになっているんじゃないかと思うんです。これをもっと進めていくためには、かなり今までの生活とは違うというものを提示して、そこで議論を巻き起こさないことにはなかなか市民レベルでは説得できないんじゃないか。逆に滋賀県なんかで、ああいうブラックバスのリリースを禁止するということをすると議論になって外来種の問題を考えるきっかけになるわけですね。その部分があまりなくて、各省庁のできる範囲のことというレベルになっているんじゃないかと思うんですね。それではせっかくのこの国家戦略の立て方がいきてこないという気がしています。これは全体に関係する問題かもしれませんが、考えていかないといけない点ではないかと思いました。

【岩槻部会長】 何か事務局の方から。そういうコメントということによろしいですか。それでは今のに関連してですね。鷺谷委員。

【鷺谷委員】 今のところに関連してのことなんですけど、前回ご指摘したんですが、皆様のご意見を拝見いたしますと、どのくらい研究しているかというようなことがあるかと思うんですが、いろいろなところで、行政の方では受けとめられてきている方だと思うんですね。それで、NGO、あと企業などの取組でも調査すればあると思いますので、それらを網羅することはできないかも知りませんが、スペースを広げるということになるかもしれませんが、点検の中に入れていただきたいと思います。そして、そういう点検の中に取り入れることによって、広く生物多様性への取組をエンカレッジしていくことが大事なことだと思います。

【岩槻部会長】 今の質問はむしろ後の方の施策の方向についてで、今後のモニタリングはどうあるべきかというご意見だというふうに……。

【鷺谷委員】 今のことについてなんですけど、私の意見は。

【岩槻部会長】 はい。では仙田委員、お待たせしました。

【仙田委員】 前回、学校林だとか校庭の問題についてちょっと発言させていただいたんですが、先ほどご説明にもありましたが、確かに先進的に生物調査等をしている学校ももちろんありますが、できればもう少し学校という単位で、全国の学校を拠点としてそういう学校林、あるいは校庭を含めてその周辺の、いわゆる生物調査という形でのデータベースづくりができないだろうかというふうに思うわけでありまして。やはりこの環境教育というか、子供たちに、その体験なり調査を通じての学習というのはかなり重要ではないかと思えますし、また、それを通じて今までの学校の校庭というか、校庭のあり方ももう少し、運動場という校庭のところからもう少し、いわゆる自然環境を、植栽を豊かにするという形での校庭の改善というような部分にまでも進めて、各地域における学校が、その生物多様性のある意味での拠点的な、学習拠点として成立していくようになることが必要なのではないかというふうに思っております。

【岩槻部会長】 よろしいですか。

【文部科学省】 全国の学校のデータベースというと、小学校が約2万4千校、中学校が約1万校あり、なかなか難しい部分もあると言っています。今、先生がお話しになったみたいな、屋外環境の教育的な利用については、例えば、都会の学校でも、ビオトープの設置が進むなど、お話しがあった方向で進めていきたいと考えております。

【岩槻部会長】 ほかに。瀬田委員どうぞ。

【瀬田委員】 今、文部科学省の方がいらっしゃるので今のに関連して申し上げますと、この資料で、例えば2ページのところにある緑の国勢調査と言われている中で、私、かつて身近な生き物調査というのをしたことがあるんですが、これだけのボランティア、9万人くらいあったというふうに言われてますけれども、私が一番初めにもくろんだのは全国の高等学校、約4,500あるんだと思うんですが、ここにダイレクトに調査をしてほしいというふうに調査個票、その他を送ったんですね。ところが、ほとんど捨てられた。そして、一般の広報の方からボランティアの応募があったときに、学校の生物のクラブだとか、生物の先生からの応募があるので、学校の方に送ってますよと言ったら、きっと事務の方で全部そういうものは、押し売りのカタログと一緒に捨てられたと思うんですね。ここはさっき大井さんがおっしゃった知識と意識という分では、今はそういう時代じゃないかもしれませんが、仙田さんのおっしゃったのは学校の校庭だけじゃなくてというときに、そういうふうな意識が欲しいということが一つ。

それから、実は今高等学校の理科の先生と申しますが、生物の先生の話の聞いてると、やっぱりまず物理がだめになって、地学はもう全然だめなんだけれども、残っているのが生物と化学だけ、生物というのはこういう生物ではなくて生化学と言いますか、DNAのようなところに関心が行っているというふうに言っておられて、理科では最後に残るのは生化学だけですよと言われているようなことがありますので、そういうところ、いわゆる教育の戦略として、あるいはこういう生物多様性との関係で少しお考えいただければなということ、この場なものですから申し上げておきたいと思っております。

【岩槻部会長】 森戸委員。

【森戸委員】 今の学校の関連で、たまたま先日ある地方の学校で、高校生の人たちと話し合う機会がありました。その町では今エコオフィスとかエコロジーとか、そういうものを大々的にやっているんですけども、ある女高生が発言したのは、自分の学校が一番環境に関しては後れていると。校長先生とかみんな苦笑していました。要するに自分たちが環境の勉強をして何かやろうとしても、学校の仕組みの中では全然やってない。だから、自分の学校はぜひその町のエコロジーの取組に合った、いわゆるエコスクールみたいなことをきちんと掲げてほしいということでした。どうも学校の先生は基本的には消極的で、環境教育をやったりして頑張っているのは、どちらかといえば変わり者の先生だと。先生の意識は生物多様性どころか、環境全般に対しても一般よりもおこなっているかもしれない。役所は住民と申しますが、市民の声でやらざるを得ない。学校は、そういう意味ではプレ

ッシャーが余りないんじゃないか。学校の先生は教育委員会を向いてますよ、どちらかといえば。だから、もし文部科学省でエコスクールを、一つの大きな柱として指し示せば、嫌々ながらも先生の意識は少しずつ変わります。生徒の方がむしろそういうものを待望してますから。上と生徒の方から、先生を挟み打ちする格好で進めればいいと思うんです。だから、文部科学省は、一つの政策としてそういうエコスクール的なものをもっと打ち出して、その中に生物多様性とか、あるいはリサイクルとか、具体的な話を出してもらった方がいいんじゃないかなというふうに感じています。

【岩槻部会長】 今のご指摘ですけども、表の4 - 3を見せていただいても、文部科学からは、そういう現場レベルへの普及啓発についての何か取組についてのご報告はなかったみたいですけども、今のご指摘を一応……。

【文部科学省】 文部科学省として今進めているのは、一つはそういうすぐれた取組、いい事例を、全国的に紹介していこうという事業であり、一つの大きな柱でございますし、また、先生方を対象にした研修会も実施しております。今年度からは新たに環境省とも連携して、これから環境教育に取り組んでみようかという先生方や地域で環境保全活動に取り組む方々を対象にした研修も開始することにしています。また、先生方向けの指導資料というような形で、学校でどういう形で取り組んでいったらいいかというようなことを解説した資料といったものも作成をしているわけですが、確かに今お話があったような、取組の進んでいる学校との違いというのが現実にあるということは私どもも承知しておりますので、全体として学校での環境教育を推進していく努力をしてまいりたいと考えています。

【岩槻部会長】 ほかに、どなたかご発言ございますか。

【加藤委員】 一つお願いがあるんですが、最近の生物の教科書の中では、生物多様性の関連の記述が非常に少ない。それで、生物多様性の背景になっているような進化とか分類とかといったような、そういう記述も少ない。これは教育のベースとして、あるいは生物の総合的な理解として、そのところは教科書の中でもきちんと位置づけるような構成にさせていただきたいと、お願いいたします。

【加藤委員】 文部科学省の方に対する注文みたいな発言もたくさんあったんですけども、そういうことももちろん大事なので、教科書とかの中でちゃんと生物多様性が大事ということの以前に、日本の生物の多様性の現状というか、例えばヨーロッパなどに比べてずっと多様な生物を抱えていると。そういうことが、ある意味ではそれを保持していくことが日本人としての誇りにもつながっていくわけで、そういうこともちゃんと入れていただきたいと思うんです。

もう一つは、総合学習というのがございますので、例えば環境省サイドでもそういう意識を持った先生方が使えるような、生物多様性に対する、あるいは日本の自然に対する関心、あるいは生態系に関する関心を高められるような、教材につながるものを、例えば総

合学習の材料としてホームページの中に紹介するとか、そういうやり方もあるのかなと思います。

【岩槻部会長】 ほかに。阿部委員どうぞ。

【阿部委員】 個別の問題でもよろしいでしょうか。今、国土交通省で河川の調査をやっておりますが、これは対象が中流、主として改変の激しい中流・下流域を対象にやられているわけで、川というのはもっと上流もあるわけで、その上流部の調査が抜けているわけですね。これはやっぱり総合的な上流部も含めた環境調査というのは必要なのではないかと思います。と申しますのは、上流部を歩いてみますと、予想外にひどいことになっている場合が多いわけです。ですから、川の上流から下流までを含めた形での情報収集が必要ではないかというふうに思います。

【国土交通省河川環境課長（岡山）】 国土交通省の河川環境課長でございます。

おっしゃるとおり、1級河川の直轄区間を対象として主にやっておりますので、上流の方は確かにかなり数は少なくなっております。一部やっておるところもあるわけでございます。確かにおっしゃるとおりでありますけれども、かなり今やっている調査だけでも予算は莫大なものになっておりまして、財政が厳しい中でこれももう少し重点化、合理化をしていかなくちゃならないという厳しい状況にあるのは現実でございます。その上流についてどういうふうにやっていくか、いろいろまた知恵を出していきたいと思っております。やはりいろんな事業をやるときのアセスメント、これは重点的にやっております。それから今後、住民参加型の調査というのも一つ可能性はあると思っております。そんなものを活用するとか、いろんなものを総合化していくようなことも含めて、今後の課題だと思っております。

【岩槻部会長】 まだご発言があるかもしれませんが、きょうは議事次第にもありますように、生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果を踏まえた施策の方向についてというのがメインのテーマになっておりまして、少しその方の議論に移らせていただきたいと思うんですけれども。先ほど申しましたように、できるだけ委員の間での議論をして、この審議会としてどういう方向を求めるかということをもとめさせていただけたらと思います。議論のたたき台としては今までの議論を踏まえて、事務局の方に準備をしていただいているものがありますので、議論に入る前にちょっと事務局の方から。

【事務局】 合同部会からいただくご意見の、議論のスタートというような意味でたたき台を、先ほど資料2としてご説明いたしました、前回いただいたご意見を足がかりとしてその案を、たたき台をつくっております、資料3でございます。同様に4つに分けて、点検の方法と生物調査と普及啓発、その他という4つに分けております。短い文章でございますので読み上げさせていただきますが、点検の方法につきましては、点検を実施するに当たっては、生物多様性上の課題全体について体系的に点検するとともに、各省庁の取組が十分反映されたものとなることが重要である。また、生物多様性のどのような課題に



対応した施策なのか、環境保全型農業等の環境に配慮した取組により、具体的にどのような効果があったのかなどがわかりやすくなるよう工夫を行うことが重要である。さらに、関係省庁の取組だけでなく、地方自治体の生物多様性の確保の取組についても情報を収集し、点検をすることが重要である。

次に、生物調査に関しては、今回の点検を通じて関係省庁が、それぞれ生物調査等の自然環境に関する調査を充実させつつあることが明らかにされた。今後、各調査についてその進展を踏まえ、十分な連携が図られるよう、調査データの相互利用の検討等を行う枠組みの整備が必要である。

次は普及啓発でございますが、新・生物多様性国家戦略の点検作業における国民からのコメント提出が少なかったことに見られるように、国民の間では必ずしも生物多様性そのものや、新・生物多様性国家戦略についての周知や理解が十分に得られていないものと考えられる。このため、生物多様性条約や新・生物多様性国家戦略についての普及啓発を一層推進することが必要である。

最後にその他でございますが、なぜ生物多様性が重要かなどをわかりやすく説明できるよう、生物多様性の理念について、その深化を図る必要がある。

以上がたたき台でございます。

【岩槻部会長】 第1回の議論を踏まえてこういうたたき台をつくっていただいたんですが、ばらばらに議論をするよりも、一応この順番で議論をしていただいて、後でまた総合的にという進め方をさせていただくのがいいかと思います。1の点検の方法については3つ目のパラグラフで、各省庁だけではなくて地方自治体のというご発言、前回もありましたけども、先ほどから、民間企業のものも含めてというご発言もあったということも踏まえて、まず、この1の項目について何かご意見がありましたらお願いいたします。

和里田委員、どうぞ。

【和里田委員】 前回の地方自治体の問題を入れていただいて非常に感謝していますが、それから、きのうメールで出した環境保全型農業等の環境の問題についても入れていただいているんですが、ただここではわかりやすくなる工夫という表現になっておりますが、農水省の環境保全型農業の実施というのをエコファーマーの数などという形で、あれは目先をごまかしているだけにすぎなくて、農薬やら肥料がどの程度減らされて、多様性の観点で効果があったのかというものを省として積極的に把握しようという姿勢が見えてませんので、このような形での表現の問題じゃなくて、点検に当たって、やっぱり省がみずからを縛っていくぐらいのことにならないといけないんで、もう少し強い表現をしていただきたいと思います。

【岩槻部会長】 今すぐでなくていいんですけど、どういう表現にしたらいいかという、具体的な提案にさせていただけるとありがたいんですが、ちょっとお考えいただいて。

阿部委員、どうぞ。

【阿部委員】 この結果を見ますと、たくさんの調査が行われ始めてはいるんですが、三つの危機の、第一の危機がもたらす大多数の各種事業のやり方に関しては、現状で見るとはまだ従来型のものが実行されているわけで、各種調査の結果がこれらの一般事業にどのようにフィードバックされて、環境改善にどのように生かされているかというような報告などもないように思います。今回の点検結果の中では、いろいろな取組については環境との調和を配慮した事業を今後やりますとか、その予定ですというものが多いわけで、現在行っている各種の調査はそれ自体が目的ではないはずでありますので、今後一般事業を国家戦略の方向で、どれだけ早くその方向転換をして実践できるかということがまだ見えていないので、そのことの、どういうふうに点検するかということを中心にきちんと考えておかなければいけないのではないかと感じました。

以上です。

【岩槻部会長】 森戸委員、どうぞ。

【森戸委員】 最初の方に強調してほしいなと思うのは、やっていくたびに改良していったというような、点検の方法自体の進化ということです。1回目は初めてやったんですから各省庁の取組の実績報告みたいなことではいらないと思うんですけども、だんだん点検の方法そのものを改良していくということをはっきり明記した方がいいのではないかと思います。

それから、本文ではフォローアップという表現をしていますよね。何かやったことに対してフォローアップ。私はむしろ評価、つまりエバリエーションというほうがわかりやすいと思います。地方自治体の政策とか行政は、今そういう表現になっています。エバリエーションということになるとフィードバック性が出てくる。それをもとにして、次はこういうふうに変えていこうという、前向きな、建設的なニュアンスが出てくるんですね。ですから本文では検討と書いてありますけれども、むしろ開発したり確立したりする、そういう方向性ははっきり打ち出した方がいいのかなという気がするんです。

【岩槻部会長】 評価ということをもう少し表に出すことによって、先ほど阿部委員がおっしゃった評価ということを加えることによって、調査がどう生かされたかということも見えてくるということになるわけですね。そういう方向で、ここのところを多少書き改めていただくということで。

【佐々木委員】 ちょっと具体的な話でよろしゅうございますか。今回の取組の状況という、9ページですが、天然記念物の問題なんです、今、文化庁では現況把握調査をしたと、生息等を地方自治体と連携をとりながら実施をしてきましたと、こういうふうにあるんですが、ニホンカモシカの問題でございまして、これは古くて新しいという感じですが、十何年前ですか、保護計画が出されまして各都道府県となりますか、保護計画が、保護位置が設定をされたように聞いておるんですが、その後の取組、状況はどうかちょっと教えていただきたいと。今後、どういうふうに展開していくものなのか教えていただきたい

いと。多少省庁が違うんで、文化庁だと思っただけです。

【岩槻部会長】 文化庁の方、お願いします。いらっしゃらない。それでは、そういうことをまた事務局を通じて……。

【佐々木委員】 ここに載っているんで、いずれこれは天然記念物、ニホンカモシカはそうなんですが、各地区で大変な農林被害が出ておるという中でもう早急に、この対応を急ぐ必要があるのかなと思います。十何年前だと思いますから、もう既にその辺はきちんとされているだろうと。地方に行きますと、大変そういう部分に対する敏感な反応がございまして、それでも天然記念物としてという意見が結構出ます。この辺も含めながらご検討をお願いしたいと思います。

【岩槻部会長】 三浦委員、どうぞ。

【三浦委員】 点検の方法についてですが、今回配られた資料をずっと見ていきまして、率直なところは、やはり生物多様性のいわばバーゲンセールという格好でして、本当にそれぞれの施策が、生物多様性の保全に貢献しているかどうかというところがやっぱりポイントなんだろうというふうに思います。私が懸念するのは、やはりそれ自体は生産の現場や利用の現場に、生物の多様性の精神が浸透することは非常にいいんですが、持続的な利用の枠組みを超えたような開発の利用の免罪符になりはしないかというところが、やっぱりこの生物多様性の点検では一番の大きなポイントなんではないかというふうに思います。そういう意味では、これはお願いなんですけど、やはりこのところは環境省の主体性の問題が一つあるんだろうと思うんですね。それで、エバリエーションのクライテリアは3つつくってあるんですが、そのエバリエーションの一つ一つの中で現在のこの見直しの時点で、この生物多様性の推進にとって適切な施策であったかどうか、第一次的なやっぱり評価は、環境省の方が主体的にやっていただくべきなんじゃないかというふうに思います。

【岩槻部会長】 これは何かコメントをいただいた方がいいのかな。そういうご要望ということで、記録しておくということによろしいですか。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 今回は、基本的には各省庁でその自主点検ということで、それを集めてまた全体で、関係省庁会議の点検という形でまとめてあります。先ほど来のお話もありますので、その評価というのを、確かに何々をやりましたという羅列では済まないと思っております、それを環境省だけというものでもないんだろうと思うんですが、まずはその評価というものを、どういうふうに行っているのかというのを関係省庁で相談しながら基本的な考え方というのを出して、まずはやっぱり自主点検というのがベースかとは思っておりますが、関係省庁として全体の点検を行っていくという中で、私どもも、今ご指摘のあったような面からいろいろな意見を各省庁にも申し上げていくと、こんなふうにしていきたいと思っております。

【岩槻部会長】 先ほどからの、阿部委員、森戸委員からのご発言も評価ということをもっとしっかりやるようにというご意見だったと思うんですけども、それを環境省主導でや

られるのがいいのか、関係省庁会議の場でやられるのがいいかというのはとんとんとして、三浦委員は環境省がというふうにおっしゃったんですけど、いずれにしても点検はただ単にその点検だけではなくて、もう評価に踏み込んで、しかもそれが、その生物多様性の持続性にどういう意味を持っているのかということをやっぱり点検しないといけないという、そういう意味での意見というふうに。

速水委員、どうぞ。

【速水委員】 評価に関してなんですが、私自身、生物多様性というのは積極的に各省庁の事業として、生物多様性をしていく積極的な事業と、日常的にやっている他の事業の中で生物多様性に対して影響をなるべく、生物多様性を減らすというか、インパクトを与えることをなるべく小さくするというふうな形でのその取組というのが、2つあると思うんですね。私は、後者の方がちょっと気になっているんですが、実は三重県の例なんですが、私、三重県で公共事業の再評価というものをずっと最初からやっております、その再評価システムの中に、もしもこういう多様性のチェックのやり方というのを各省庁が、特に公共事業に関して決めていただいて、その手法を流していただければ、少なくともその部分に関しては、かなりの目が行き届くんじゃないかなと思うわけです。多分、そういう生物多様性に関してインパクトを与えないで何かをやるというのは、事業としては非常に手間がかかることがよくあるわけですね。感じとしては、事業の安全確保と非常に似ているなというふうに、私は産業界の者なので思うわけです。安全確保を確保する部分というのは、やっぱり非常に根強い運動の中で一つ一つ果実をとってきたわけです。やっぱりそれと同じような形で、この生物多様性というものに対してのとらえ方をして、各省庁が例えば、最低でも公共事業だけでもそういうチェックリストをきっちりつくっておいて、そのチェックリストをこういうところでチェックをしていくと。その結果をもう一度トータルとして挙げていくと、あらゆる公共事業がそのチェックにひっかかってくるわけですね。それが、動きが出てくると、いろんな意味で広がりが出てくるんじゃないかな。多分、そのぐらゐの取組をしていかないと、この多様性の確保というのは非常に難しいんじゃないかなと思っています。先ほどの土屋委員がおっしゃったように、何をやっても多様性に対してインパクトを与えていくということが実質上あるわけですから、その辺の意見でございます。

【岩槻部会長】 時間のこともありますので1だけにこだわらずに、2の生物調査についても……、いや、もちろん結構ですけども、では鷺谷委員どうぞ。

【鷺谷委員】 今のところで適切かどうか、ちょっともしかしたら見当違いかもしれませんが、実施において自然再生が突出しているという事実があります。ですから、自然再生については特に丁寧な点検、今回か次回からかはともかくとして、丁寧な点検というのが求められると思うんですけども、推進法にのっとって実施されているものはある程度の枠組みとか、どういう推進体制でというのが明らかですが、推進法にのっとらない

自然再生の事業というのも非常に多く見受けられるわけですね。そういうものが、国家戦略の理念に掲げられているようなことを踏まえて実施されているかどうかという点検が重要だと思います。ポイントとしては透明性、公開性、科学性の観点から、順応的な取組になっているか。それを担保するような仕組みがあるかということ、やはり自然再生の事業に関しては見ていかないと、法律ができるときにも随分ご批判とか、国民の方からあったと思うんですね。それにしっかりこたえていくには、そのような点検というのが重要ではないかと思います。

【岩槻部会長】 2も含めてほかに。どうぞ、岡島委員。

【岡島委員】 1に、2に関しても何年か前から見れば、各省がこうやって自主的にやるようになったこと自体が大変な進化だと思うんですね。それがきょうここに出ているように、各省の連携をしろというようなことまで来ているというところまでは非常にいいと思います。ですので、どんどんどんどんこれを進めていかなければいけないと思うんですけども、1にちょっと関連して、先ほど鷺谷さんもちょっとおっしゃってましたけど、地方自治体という話がありました。この視野の中にやはりNG というのはどうだろうか。NG はNG 独自で、政府のやっていることに対して独自の調査をやって、それを対比させるというのが一つの方法ですけども、いずれにする国家戦略の国家というのは政府だけではないわけですので、その辺のところを、きょうのこのことは政府間のことで結構なことなんですけれども、政府もやる、それに自治体もどうだと言ったときに、NG はどのように協力するのか、その視野がないとNG の方はもっと細かく、厳しく見ると思うんですね。その辺のところをどうやって国家戦略に反映させるのか、今のところは各省庁の、河川局なら河川局の調査の中でNG が協力していたり、そういう部分はあるんですけども、そういうことではなくて、NG だって全国団体もたくさんあるわけですし、そういう中でやることも少し位置づけというか、その辺のところは少しそろそろ考えておく必要もあるんじゃないかと思うんですね。自主的に非常に何万人の方が、熱心な方がたくさんいらして、この中にもNG の理事やいろんなことをされている先生もいらっしゃるわけなんで、そういう力、もしくは、いきなり合同でみたいなことはなかなかいかないかもしれませんが、NG の調査に対するどこか窓をあけるというか、そういうものがどこかにないかなという気がするんですけど、いかがでしょう。

【岩槻部会長】 先ほどもそのことに関するご提起があったわけですけども、ある意味ではこれは政府の審議会ですから、政府の審議会がNG の活動に対して、審議会だけで何かを言うというのは多少問題があると思うんですけども。そういう民間の生物多様性国家戦略に対する貢献といいますが、そういうものをこの生物多様性国家戦略の評価の中に、どう取り入れるかというのは少し議論……。

【岡島委員】 この評価、そのこともあるんですけど、ここで行動計画、1の最初の方に書いてありますね、実践的な行動計画云々と。そういうようなところで少し考えてほしい

ということですよ。

【岩槻部会長】 渡辺委員、どうぞ。

【渡辺委員】 私は、大変事務的ですけども、もうちょっと根本的なところでわからないんです。この国家戦略の261ページで、国家戦略実施状況の点検と、国家戦略の見直しとありますね。関係省庁が自主的な点検をして、連絡会議が各省点検結果を取りまとめて、国民の意見も聞いて、さらに審議会の報告をします。この報告はいわばその報告なんですけど、私ども審議会では、一つはその点検をします。進捗状況の点検をするというのがあって、その後結びとして、必要があれば施策の方向について意見を述べると。点検自体はできないんでしょうかね。施策の方向について専ら今、多分、我々の意見を参考に今後各省が施策を実施する上で、それを念頭にやっていきなさいよというだけなんじゃないですか。私は、そう大きくはないかもしれませんが、この報告書のまとめ、最初の数ページのまとめの部分についてちょっと意見があるんです。この前も意見が出てましたけれども、第一の危機に対する対応として、平成15年度は自然再生元年、法律もできましたということが書いてある。どなたかが、第一の危機への対応が自然再生に偏り過ぎてるんじゃないかと。私もそんな気がします。現にある豊かな生態系、自然を保全すると。基本方針の方は保全の強化、それから自然再生の何とか、持続的な利用と、この3つの方向が書いてあるんですけども、第一の危機への対応、第二の対応、第三の対応のところの整理の仕方が少しおかしいかと。特に第一の危機への対応が、自然再生だけしか触れていないと。これはおかしいんじゃないか。そこが、私たちは、このまとめられた報告書について手直しをするということが許されていないのかなと。どうも、そういう前提に立っているようなんですね。今後の施策の方向だけ議論しなさいと。このまとめ方が少しおかしいかと。具体的に言いますと、自然再生法も大事なんですけど、自然公園法を改正したというのから、第一の危機への対応でもあるんだと思います。細かく言う必要はないと思いますけれども、その手直しが全く我々には許されていないんでしょうかという疑問です。

【岩槻部会長】 点検そのものを評価するというのは今後の施策につながることでと思いますので、そういうことは率直に申し上げてよろしいんじゃないでしょうか。禁じられてはいないと思うんですけど。

阿部委員、どうぞ。

【阿部委員】 実は、私が最初に申し上げたのも、全く同じこととございます。やはりそこに、第一の危機に対する再生事業が余りにも強調されて、実際に、現実に行われている一般事業が、どれだけ改善されたかというところの点検がないということを指摘したつもりです。

【岩槻部会長】 土屋委員、まずどうぞ。お願いします。

【土屋委員】 点検の結果をご報告いただいて、ここでいろいろな審議をして、その後出されるのがこの意見、1枚になるのでしょうか。今までのご意見をいろいろ伺っています

と、もういずれも大変うなずけるものばかりなのですが、そういう具体的な内容についてもきちんとまとめておいて、後に残しておかないと意味がないというような気がするのですね。意見をもう少し広くまとめていただいて、より詳しい具体的な意見として届ける方が後のためになるのではないのでしょうか。

【岩槻部会長】 この意見は議事録として残りますから、それは今後生きるわけですよ。それをどうまとめてサムライズにするかというのは、またちょっと別のことかと思えますけど。

【土屋委員】 この1枚の内容が、余りにも大ざっぱになり過ぎていやしないかという心配があるので発言いたしました。

【岩槻部会長】 田部井委員、お待たせしました。どうぞ。

【田部井委員】 もう3に入ってしまうんですが、よろしいですか。3のところの真ん中辺の終わりの文章なんです、「国家戦略についての周知や理解が十分に得られていないものと考えられる」というのではなくて、「得られるべく」というか、「得られるための強力な各省の協力を得ている」というふうな表現にしてもらいたいと思うんです。たまたまここで各省が一生懸命やっているというのはわかりますが、一市民、国民からすれば、各省がこんなにやっているということは本当にわかっていないと思うんですね。ですからできるだけそこは、各省がやっているということを強調してほしいなと思います。

たまたまこの間は、中国・近畿森林管理局が主催して福井県と岐阜県の県境にある夜叉ヶ池というところに、もうそこにしか生息しないヤシャゲンゴロウというのが非常に大事であるということのシンポジウムをやったんですが、それは森林局だけがポスターを出して、森林局が呼びかけて集まった人たちだったんですけども、次の日にたまたまそのヤシャゲンゴロウを見に行きましょうということで、私も一緒に行くということでいろんな方が、登山を愛する人たちも集まってくれて、ああ、こういうことでヤシャゲンゴロウが大事なのね。登山者は行って、ああきれいだな、ニッコウキスゲも咲いてる、池もある、ちょっと手を洗おうかなと思って手を洗うということが、ヤシャゲンゴロウには非常に大きなインパクトを与えるんだという、なぜこれが必要なのか、なぜ大事なのかというのを、やっぱり森林局だけではなくていろんなところが協力してやっていただければ、すごく多くの人に納得していただけたらと思うし、例えば鳥海山にイヌワシがいる。じゃあ、イヌワシはどうして大事なのということがわかれば、鳥海山に登る人もそれを意識しながら登ることができるということで、いろんなところの協力のポスターも必要だし、学校では文部科学省から来たポスターは率先して張っても、例えば国土交通省とか環境省から来たものは後回しになるかもしれないし、重ねて張られるかもしれないしという、そういったこともあるので、各省が協力してますということをすごく強力に出してほしいなと思います。

【岩槻部会長】 3だけじゃない、4にもかかわるご発言だと思いますので、もうどれにということにこだわらずに、全体についてのご意見をいろいろ賜りたいと思いますけども。

仙田委員、どうぞ。

【仙田委員】 2の問題について少しお話ししたいと思いますが、生物調査を各省庁がそれぞれ努力されてやっているのはわかるんですけども、やはり先ほども国土交通省の方がお話しになっていますように、これをこの省の中で、先ほどの調査の内容で調査実施者というのを見ると、建設コンサルタントだったりなんかして、やっぱりこういう部分でもって予算化していくと膨大な予算になってしまうだろう。だけれども、私は生物調査そのものをもう少し教育的な、調査そのものを通して教育的な効果というのは非常に大きいと思いますので、ですからそこら辺のいわゆる調査者、あるいは調査をするその仕組みというものについて、各省庁でももう少し工夫していただきたいというふうに思っております。

例えば、もう少し大学であるとか、そういうところをぜひその地域における調査については、もっと活用できるのではないかとはい思うんです。

【岩槻部会長】 瀬田委員、どうぞ。

【瀬田委員】 私は、この点検の方法の3行に割合にこだわっておりまして、というのは、本編というのは資料の1-1ですが、そのはじめにの中に新国家戦略の点検はこの3つの方向云々とあって、「関係省庁が自主的な点検を行い、関係省庁連絡会議がこれを取りまとめたものです」と、これは生きる文章だと思うんですね。その上で、審議会としてこういうことを意見として言おうということだというふうに私は理解するんですが、そのときに点検を実施するに当たっては、その「生物多様性の課題の全体についての体系的な点検をするとともに」というところで、その次、それは重要だという一つの枠組みを持っていて、ある程度体系的なものが必要ですよと。

しかしもう一方で、「関係省庁の取組が十分に反映されたものになることが重要である」という、この関係省庁の取組というのは、「個別の取組が」というふうに入れてもいいと思うんですが。そうしますと、ある意味で股裂きになっているんですね。各省は各省で独自にやっているということも含めて、体系的なものと整合していない。それは、よく白書ではこういう形で取り上げる方法なんですけれども、もう少し考えると、これは5年間で一つの点検が終わって次の新国家戦略ができるというときには、その4年目ぐらいのところではおよそ同じような方向に枠組みがなっているという、その一歩だと私は今回思うわけです。そういうふうに、これは森戸さんがおっしゃったように徐々に徐々にそういうふうにして、体系的なものになっていくステップとして、今どういうふうにしておこうかというときにこの双方を、両方とも評価してしまう。評価するのはそれでいいんですけども、それは次の年もまた同じようになっていくんではないかという心配をしております。多分、渡辺さんがおっしゃったところを、みんなこの戦略の一番最後のところに書いてあること。それから、ここのフォローアップで言えばはじめに書いてあること。そして、それをあわせてここの3行に意味を載せるとするならば、やはり体系的になるように近づけていくというようなことが必要かなというふうに思います。



【岩槻部会長】 岩熊委員、どうぞ。

【岩熊委員】 前回、海域のことを私が指摘したときに、山岸委員からの追加で、海域の場合に汚染も入れてくださいということがあったと思います。多様性国家戦略の実施状況の点検結果の資料3なんですけれども、資料3の2ですね、各関係省庁が実施している生物調査についてということなんですけれども、やはりここに生物・環境調査というような形にさせていただきたいと思います。

それで、実は環境省の方では、もう既に何年にもわたって淡水域も海域も含めて汚染調査を続けてます。黒本も出ているわけなんですけれども、それらの調査地点とこれらの生物調査地点をなるべくすり合わせるようにして、長期にわたってこのデータを集積して、後で解析できるということが、第3の危機、化学物質が含まれているんですけれども、第3の危機に対応する施策が見えてくるんじゃないかと思います。

現時点で、その化学物質の生態系影響にどう対処するかとか、影響を明らかにするということはできないと思います。ですけれども、こういう地道な調査を今後また続けていくことでそれが明らかにされていくと思いますので、その資料3の今後の施策の方向について、ここにはそのようなものを盛り込むようにさせていただきたいと思います。そうすると、あと例えば、今後各調査についてその進展を踏まえ、十分な連携が図れるよう、長期にわたって得られた調査データですか、そのような長期にわたるといような文言と、それから環境調査ということをどこかに加えていただいて、第三の危機に対応できるような内容にさせていただきたいと思います。細かい文言については、まだちょっと現時点で私の方で検討できませんけれども、こういうような内容を盛り込んでいただきたいと思います。

【岩槻部会長】 森戸委員、どうぞ。

【森戸委員】 ちょっとお聞きしたいんですが、資料1-1というのは、これは出す主体は連絡会議ということですね、表紙に書いていないけども。そして、こっちの資料3というのは、文言はきょうの議論の結果で改良されることを期待していますけれど、合同部会が出すということなんです、この2つが外に出される時はどういう扱いなんです。別に外へ出さないのか、審議会の意見はその連絡会議の中で回っていくということになるのか、その辺を、どういう扱いをするのかなと。

【環境省自然環境計画課長（黒田）】 実は、今回の点検につきましては国家戦略の、先ほどからご議論いただいている最後のところの点検・見直しのところに書かれているものということで、一般的にその審議会でご議論いただくときは役所側から諮問というような形をお願いがあって、それに基づいていろいろご議論いただいて、成案を答申という形でいただくということですが、今回はそういう流れがございませんで、この最後のところにありますように、実態上役所側といいますか、関係省庁連絡会議で自主的 point check を行った成果につきましてこちらにご提示をして、そしてそれに対する、一つは今後の施策の方向についての意見ということですが、ご議論していただくというだけだと位置づけが

はっきりしないということもございまして、実は先ほどお話ししたように、いろんな手順が定まっている世界ではないわけですが、ここでご議論いただいたものは合同部会での意見として中央環境審議会から、本当は関係省庁全体に渡すというのが一番いいんでしょうけれども、全体の取りまとめをしている環境省の環境大臣に中央環境審議会からの意見として、意見具申というような形で出していただいて公にしていくと、こういうことを考えております。

それから、ちょっとタイミングを逸したような話になってしまいますが、この自主的点検でこのレポートをまとめておまして、前回もご説明しましたがパブリックコメントをして、非常に応募数は少なかったのですが、その中で出た意見に応じてこの内容を一部修正したというようなことございます。

また、国家戦略のところには、審議会として点検するというような書きようもございまして、これは各省が連絡会議のドラフト、パブリックコメントをかけた上で前回と今回提出させていただいておりますが、この文言につきまして、これは確定ですということでは必ずしもございまして、ここはこういうふうに直すべきであるというご意見をいただければそのご意見を呈して、私どもの方で自主的にそこで修正をします。またどこかで確認はさせていただくというような形で、最終取りまとめをするということを考えておるところでございます。

【岩槻部会長】 渡辺委員、どうぞ。

【渡辺委員】 また、国家戦略の161ページに戻るんですけども、連絡会議は戦略の実施状況を点検して報告すると、審議会に。条約の規定に基づく締約国会議への報告に反映させるという、国際的にも使うわけですから、詳しい部分はともかく、点検報告の最初の5ページまでですか、ここについては私の意見はさっき具体的に申し上げましたが、できることならこの点検報告自体は不可侵で変更できないかもしれません、連絡会議としてお決めになったんだから。しかし、それを何かほかに使うときには、第一の危機への対応のところを少し整えていただきたいというふうに思います。

【岩槻部会長】 その意味では、この施策の方向についての意見の取りまとめのところ、ちょっとさっきから考えていたんですけど、1が点検の方法についてとなっているんですけども、これをその点検評価ということにして、ここでいただいた具体的なこれに対するコメントは、具体的に列記をさせていただくというような方向で……。

【渡辺委員】 だから、点検報告の中身についても意見を。

【岩槻部会長】 すみません、小寺委員、さっきから。

【小寺委員】 全体にかかわることなんでございますけれども、その生物多様性という概念なんですけども、これが私でもわかりにくいんですね。そういうことを言うとしたら、この普及啓発、それから環境の教育というような場面で、何が生物多様性なのかということをお教えること、それ自身が私は大変難しいという感じがするんです。といいますのは、

例えばここで先ほど貴重種の問題とか、自然再生とかさまざまな問題が議論されてましたけども、生物多様性というのはそれだけの問題ではない。先ほど自然再生の問題との関係で、環境保全という問題を挙げられてましたけども、環境保全というのは、生態系保全とは何なのかと。一番最初に問題提起があったように、実は人間の活動それ自身が環境を損なっているんじゃないかという根本的な問題があるわけで、そこで具体的な、極めて個別的な分野だけをこの生物多様性の問題であるというように考えれば、それは一つの理解なんだろうと思うんですが、先ほど三浦委員がおっしゃったように、例えば公共事業等具体的な、日常的に行われているさまざまな施策と。そういう施策の中で、生態系の保全というものがどのように図られているのか。そして、より生態系の保全を少ない施策にするのか。そして、もし余りにも生態系を破壊するものであれば、公共事業自身をやめるのかというようなあたりまで突っ込んだことを、それはなかなか難しいんだと思いますが、そのイメージをクリアにしないと、どうしても先ほどからお話のあるような自然再生とか、極めて特徴的な問題だけに焦点を絞ると。だから、生物多様性というのはそういう問題なんだというように割り切ってしまうればそれはそれでいいんだと思いますが、そうするとそれは生物多様性の問題ではないという、また別の問題が出てまいります。だからもうちょっと、実は学問的にもそうですけども、この審議会でも日常のさまざまな公共事業等の中において、生物多様性というような問題をどう考えるのかと。そういう視点をきちんとしない限り、幾ら教育しろと言っても教育のしようがないというように私は思いますし、また点検の仕方これも非常に難しいというように思います。

以上です。

【岩槻部会長】 土屋委員からたびたびご発言があったことも関連することかと思うんですけれども、4のその他のところでどうわかりやすく説明するかということの前に、どうわかりやすく整理をするかという、暗にそういうことも含めてということになるかと思えます。それが、この生物多様性新国家戦略のモニタリングになるのかどうかということは別として、非常に基本的な問題だと思えます。

大井委員、どうぞ。

【大井委員】 さっきタイの例を挙げましたので、もう一度補足させていただきますが、タイは人口は日本の大体半分ぐらいで、HIVに感染している人が大体100万人を超えるほどの大流行があるということで、どのような状況かおわかりになったと思います。ただ、タイの方はHIVの感染速度は随分落ちていくんです。それはなぜかということ、最終的には自分たちの生死に問題が関係しているんだということが、それが意識されるようになって初めて性行動も変化し、感染速度が落ちたということでございます。

生物多様性がなぜ大切かということは、もし考えますならば、多様な生物の存在。つまり、健全な生態系とのかかわりの中でのみ人間が生きていくことができるという、そういう厳然たる事実がございます。例えばアマゾンの熱帯林だとかアフリカの熱帯林などを、

あそこは経済的な価値があるので木を全部切ってしまうと、そして牧場にしてしまったらばどういふようなことになるか。これはもちろん極端な例でございますけれど、そういうような事情がもし将来起こるとすれば、生死の問題として私たちも十分に考えていく必要があります。生死の問題というのは、実はこれは倫理、道徳の問題になってまいります。つまり、あらゆる倫理、道徳というのは、基本的には生存戦略のための指針みたいなところがございまして、人間が、よく生きていくためにはどうしてもこうすべきであると指示する働きがございます。そういう意味において私は、この生物多様性国家戦略はそういう倫理性をも持っている、つまり、将来的には倫理的色彩が、非常に強くなってくるんではないかと思ひます。したがひまして、具体的には私たちが生き伸びていく戦略として、つまり生存戦略として、生物多様性というのはどうしても私たちが守っていかなければいけない、倫理的な目標であるということをおつとどこかににおわせていただければと、そういうふうにお思ひわけでございます。

【岩槻部会長】 渡辺委員、どうぞ。

【渡辺委員】 すみません、ようやく私なりに方向がまとまったのは、この資料の3が中心で結構なんですけれども、さっき部会長がおっしゃったように、点検報告の内容についての意見も一緒にしてほしいと。だから柱書きが両方入るでしょうけれども、いわば資料の2と3を一緒にするんですが、ダブることは書く必要がない。一つは点検報告、連絡会議がおまとめになった報告の中身についての意見。それから、今後の施策の方向についての意見というふうにお整理していただけるといいのかなと。

【白幡委員】 総論的にうまく言うのが難しいんですが、例えば京都に御土居というのがありまして、秀吉が築いた京都の町を取り囲む人工的な城壁です。その当時は最新の土木事業で、全く自然から離れていたとお思ひんですが、現在、京都市内で非常に自然が残っていると言われている箇所になっているんですね。京都の市街の周囲を、それは土で築いたからよかったということもありますけれども、これは全部残っていません、一部しか残っていませんけど、鷹が峯のあたりに残る御土居は今非常に気持ちのいい公園になっていて、どれぐらひのスパンでこの再生事業という、例えば自然の再生ができるかって、大変難しい方向性があるとお思ひんですね。前回林野庁の方でも自然、緑の回廊、それから国土交通省の方でも緑の回廊構想がありました。一方はどうも、林野の方は山と山をつなぐ野生生物の回廊だと。それから、国土交通省の方は都市内に緑道をとひひますか、これは人間の方の緑の回廊のイメージがあったとお思ひんですが、その中にも生物多様性の促進というふうなことも書いてあるわけですね。これはどちらが、つまり100年ぐらひたつとどっちの方が自然かなとかいろいろお考えたんですけれども、やはりいろいろ施策の点検は何年ぐらひが適当かという問題があります。特に生物多様性なんかで、5年で大体点検できるのかという危惧が一つあります。そして具体的な、ですからそういうものも含めて言うのであれば、例えば今まで出されております委員の意見を考えますと、やはり何か前文

みたいなものを非常に大きな概念でうたっておくのがよい。書き方については点検の方法だとか調査を重視させるとか、そういうことになるだろうと思うんです。もう既に何人かそういう趣旨でおっしゃってますけど、やはり点検や評価はすごく時間がかかる。そのような問題をちゃんと視野におさめているというような趣旨の前文といえますか、精神を述べた前書きが必要かなという気がします。

【岩槻部会長】 基本的な問題に関しても何人かの委員の方からご発言がありましたし、どうまとめるかというのは非常に難しいことではあるんですけども、考えさせていただきたいと思います。

三浦委員、どうぞ。

【三浦委員】 渡辺先生の個票、それ自体についても点検されるべきだという意見に精励を受けまして、私一つ、3つの危機のうちの第三の危機で、これは現在移入種、外来種問題であります。法律の制定を視野に入れた検討が進められていると聞いております。それで、このことは環境省サイドでは、一度定着しちゃったものを排除していくという方向なんですけど、やはり大きな枠組みで見れば、おびただしく無制限に入ってくるものをどうして水際で規制するという方向が、特にペット等で必要なだろうと思います。その点で個票の、この輸出入規制ですから、これは経済産業省に当たると思うんですけど、経済産業省の個票が幾つか出ておりまして、その中に移入種は、これは第三の危機の化学物質に対応したのなんですけど、ぜひお願いしたいのは、輸出入の不正という観点から第三の危機、つまり外来種の輸入規制ということはどう考えるのかということ、経済産業省サイドで検討していただいた個票を見たい。そういうものが必要なんじゃないか私自身は考えますけども、いかがでしょうか。

【岩槻部会長】 移入種に関しましては、けさの新聞にも報道されているところなんですけど、この審議会の小委員会がきのう、パブリックコメントに出す中間案をまとめましたんで、来週ぐらいからパブリックコメントを求めるということで中環審としての方向というのが出てくると思います。外来種問題全体はそういう状況だということ、まずご報告しておいて、経済産業省にそのことを、特にご意見を求めるということですか。

【環境省大臣官房審議官（小沢）】 この点検は、あくまでもこの戦略に基づいて各省が、自分がやったと認識しているものについて点検をして皆様にご報告をします。移入種の問題は、むしろ今度審議会からいただいた答申をもとに、そういう枠組みをつくらうと私たちはいたしますので、そういった中で議論し、そういうことになれば、来年こういう取組をしたということでご報告されるべきものかと思えます。

【岩槻部会長】 よろしいですか。まだいろいろご意見はあるかと思えますけど、大分予定の時間も過ぎてしまったんですけど、どうしても言っておかないかというご意見がありましたら一、二伺いますが。いろんなご意見を、ほとんどの方がご発言いただいたと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、先ほどからもまとめ方についてもいろいろご提言がありましたので、それにあわせて事務局の方と私の方で相談をさせていただいて、その案みたいなものをつくらせていただきたいと思います。つくった案を委員の先生方に見ていただいて、最終案としてまとめたものを環境大臣に審議会から申し上げるといふ、そういう取り扱いにさせていただきたいということですが、よろしいでしょうか。

それではそういうことで、上手にまとまるかどうかわかりませんが努力はさせていただきます。

それでは、閉じる前に小野寺局長からごあいさつをお願いいたします。

【環境省自然環境局長（小野寺）】 どうもご熱心な議論をありがとうございました。

私の考えは、審議会のいただいた意見はできるだけストレートに整理をして、速記録だけじゃなくてわかりやすい形で残すというのが望ましいと思いますし、事務的にもまた必要なことだと思いますので、それはちょっと工夫させていただきたいと思います。

それから、結局伺っているところでは、フォローアップだから評価のところは極めて問題が変わって、それをめぐっているんな議論が出ているんだと思うんですね。これはつくった方の立場としてなかなかつらいところがありまして、本来一番ストレートなのは、その評価が定量的な目標数字があって、それを経年的に持っていったときにどうなっているんだというのが一番わかりやすいんだと思うんですね。ところが、戦略をつくったときに、そこは残念ながら学問的にも、あるいは合意形成のレベルでも、定量的な目標は残念ながらつくれないということを前提に計画ができておりまして、それとの関係で多分評価の議論が、いろいろご意見をいただいているかと思いますが、にわかにその根本的な原因については解決できないと思いますけど、第1回でお示したように現状の数字は整理して現行計画にも書いておりますし、それとの現状の比較表というのは、一覧表というのは出せるものは整理しているつもりでありますので、そういうことも含めて何か点検の新しい角度というのを、今回いただいたご議論を前提にして直せるところはすぐ直しますし、また来年に向けて整理はしたいというふうに思っております。

いずれにしても、大変ご熱心な議論をまことにありがとうございました。

【岩槻部会長】 どうもありがとうございました。

事務局から何か。

【事務局】 ありがとうございます。

会議録の扱いについてと、お手元の資料の郵送についてご連絡をいたします。前回の会議録は冒頭申し上げましたとおり、お気づきの点をチェックしていただきまして、9日までに私ども事務局の方にご指摘をお願いしたいと思います。その修正の後に公開手続になります。

また、今回の議事録につきましても、速記録がまとまり次第同じ段取りでご送付いたしますので、チェックの方をよろしくお願い申し上げます。

最後に、お手元の資料の方でございますが、こちらから郵送させていただきますので、お名前と、あるいは職場、自宅、どちらかということがございましたらご明示いただければ送らせていただきますので、そのような形でお残してください。

以上でございます。

【岩槻部会長】 それでは、これで合同会議を閉じさせていただきます。どうも活発な、積極的なご意見をありがとうございました。